

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第8号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年10月19日 05時15分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市 松山港高浜5号防波堤灯台から真方位355° 1,490m付近 (概位 北緯33° 54.5′ 東経132° 42.3′)	
事故等調査の経過	平成21年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官(広島事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 <sup>はましげ</sup> 浜重丸、4.9トン EH3-24068 (漁船登録番号)、個人所有</p> <p>B 漁船 <sup>かつき</sup> 勝喜丸、2.65トン EH3-21932 (漁船登録番号)、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首波切板の折損</p> <p>B 右舷船首部に破口</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aは、松山市白石ノ鼻沖において、約10ノット(kn)の速力でほぼ北に向けて航行し、変針点に達して針路をほぼ東に向けたが、考え事をしていて前路の適切な見張りを行わなかった。B船は、船長が1人で乗り組み、白石ノ鼻沖において、船長Bは、約6knの速力で西に向けて航行し、変針点に達して針路を南西に向けたが、右方から接近する船はいないと思って右方の適切な見張りを行わなかった。</p> <p>船長Aは、衝突の直前にB船が自船の方に向かってくるのを視認して右舵を取ったが、間に合わず、船長Bは、衝突するまでA船に気付かずに航行し、平成20年10月19日05時15分ごろ、A船の船首とB船の右舷船首部とが衝突し、A船の船首波切板が折損し、B船の右舷船首部のイケマに破口を生じた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約12.5m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長Aは、考え事をしていて前路の適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、変針前に右方から接近する船がいなかったことから、変針後も右方から接近する船がないものと思い込み右方の適切な見張りを行</p>

	わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、白石ノ鼻沖において、A船が東進中、B船が南西進中、A船が前路の適切な見張りを行わず、また、B船が右方の適切な見張りを行わず航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。